

## 大宜味村農業委員会だより (10 月号)

今月の各種申請締切は  
10 月 10 日(火)です。

耕作された元気な畑から村の未来が見えます。

編集・発行：大宜味村農業委員会 ☎0980-44-3477 〒905-1392 大宜味村字大兼久 157 番地

## 8 月総会の結果報告 第 15 期第 36 回農業委員会総会 開催 8 月 25 日(金)

番号	議案	申請地域	結果	内容
106	農地利用集積計画の承認	津波	可	利用権設定(賃貸借)
107	農地法第 5 条の規定による許可申請について	饒波	可	鉄塔工事建設に伴う一時転用
108	農地転用事業計画変更承認申請	謝名城	可	鉄塔建設工事に伴う一時転用面積の変更について
109	農業振興地域整備計画の一部変更について(諮問)	白浜・津波	可	陶器製作小屋建設、農家住宅建設に伴う除外及び一部除外

## 農業者年金加入推進強化月間です！！

農業者年金をおススメする **6 つのポイント**

1. 農業者なら広く加入できる  
(農業従事日数が年間 60 日以上、  
**60 歳未満、国民年金第 1 号被保険者**)
2. 積み立て方式・確定拠出型で安定した年金財政
3. 保険料の国庫補助あり(認定農業者など)
4. 保険料の金額は自分で選べ、いつでも見直しができる。  
**(保険料額 2 万~6.7 万円)**
5. 社会保険料控除など税制面での優遇措置
6. 終身年金(早く亡くなっても 80 歳までの分は保証付き)



加入は 60 歳未満まで！  
お早めに！！  
夫婦でも加入できます。



## 加入者の声

## 積み立て方式で安心、節税にもなる(夫婦で加入)

新制度発足当初は、40 歳未満でないと加入出来ないと思っていたが、60 歳未満であれば加入出来ること知り、積み立て方式で安心だし、節税にもなるので加入しました。

**保険料は全額社会保険料控除の対象となります。**

## 農業者年金は農業者に必須(親子で加入)

私は国民年金だけでは十分でないので、農業者年金、個人年金の三段仕込みです。農業者年金の魅力としては「社会保険料控除」と「政策支援」と思います。「他に国の補助のある積立年金はありません。とくに若い人の 5 割補助は絶対にお得ですね。

(後継者の息子さんも、相談会で説明を聞き加入しました。)

**認定農業者等に対し、保険料(月 2 万円)の最大 5 割の国庫助成(政策支援)があります。**

詳しくは J A 大宜味支店 ☎ 0 9 8 0 - 4 4 - 3 1 3 3

大宜味村農業委員会 ☎ 0 9 8 0 - 4 4 - 3 4 7 7

## 注意：

加入資格は国民年金第 1 号被保険者(納付免除者を除く)であることが必要です。  
また、加入される方は、国民年金の付加年金の加入義務があります。(月額 400 円)

**認定農業者と認定新規就農者が誕生しました！！****産業振興課より**

9月7日に大宜味村役場第1会議室において「大宜味村担い手育成総合支援協議会（会長 島袋幸俊 副村長）」主催による認定審査会で、3件の申請がありすべて認定されました。認定農業者に園大樹氏（トマト）（大保）、認定新規就農者に金城光浩氏（野菜・果樹）（津波）、稲福智裕氏（サトウキビ・イモ）（喜如嘉）が大宜味村長から認定されました。



審査会の様子

これで村の認定農業者は11人、認定新規就農者8人となります。審査については、申請者が設定した5年間の農業経営計画が実現可能な内容であるかの書類審査と本人面接を行い、農業に対する思いを聞き取り、今回の認定は妥当と決定しました。

今回、認定新規就農者となった2人については農業次世代人材投資資金事業（旧青年就農給付金）のための審査で認定されると、今後年間150万円の給付金の支給を最大5年間行い、営農定着に向けて支援します。

さらに、認定農業者は、農業に関する各種事業が受けられるメリットがあります。関心のある方は産業振興課農政係までお問い合わせ下さい。電話：44-3232 産業振興課 農政係

**熱中症に注意！！ 無理をしないで定期的な水分補給を！！****所有者不明土地問題（上）政府、制度改正へ検討開始 全国農業新聞から抜粋**

農地流動化や公共事業、被災地の復旧などを阻害する所有者不明の土地が社会問題化している。農水省によると、相続未登記やその恐れのある農地は約93万ヘクタールと全農地の2割に達し、超高齢社会を迎えた今、さらなる増大が危惧される。政府は制度改正も視



野に、本腰を入れて方策の検討を開始。農業委員会などの現場では、所有者探索を円滑に進める環境整備や登記の促進などが喫緊の課題になっている。（9月8日掲載）



写真説明 = 機構への通知後は農業委員、推進委員も交えた現地調査を実施（東伊豆町）

**所有者不明土地問題（下）登記促進に自治体の連携課題・・・全国農業新聞から抜粋**

各地で波紋を広げる所有者不明の土地問題。

権利者探索の煩雑さなどがネックとなり、農業委員会による遊休農地の公示制度などの運用が滞る場合も多い。特に何代にもわたり相続登記されず権利関係が複雑化してしまうことが、問題を解決から遠ざける大きな要因だ。登記の促進に向け、自治体内での連携体制の構築も今後の課題の一つとなっている。（9月15日掲載）



写真説明 = 公示制度で集積した遊休農地。整備後はタバコを栽培する予定だ（五戸町）